

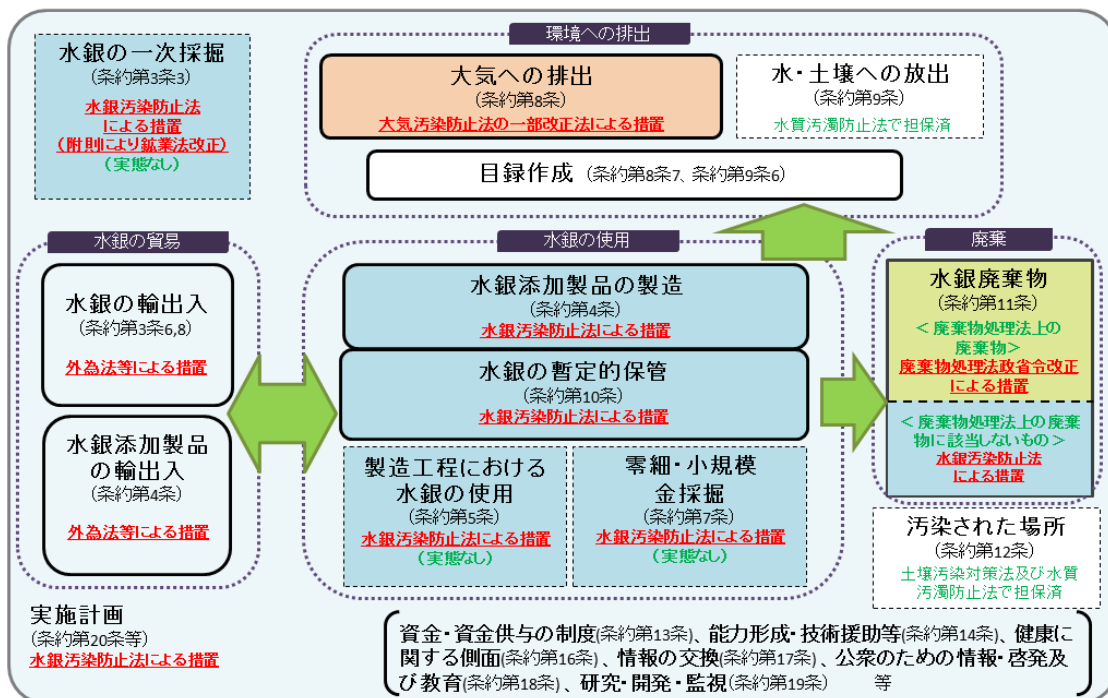
水銀に関する水俣条約

経緯

- 2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。水銀に関する水俣条約を全会一致で採択。
- 我が国は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令の改正等を行い、2016年2月に条約を締結。
- 2017年5月に条約の締約国が発効要件である50カ国に達し、同年8月16日に発効することが決定。2017年6月9日時点で56か国・地域が締結済。締結第1号は米国。水銀汚染防止法は一部を除き条約発効日と同日に施行。

国内担保措置との関係

水俣条約は水銀汚染防止法のほか、大気汚染防止法、廃棄物処理法、外為法等の複数の法令により実施。



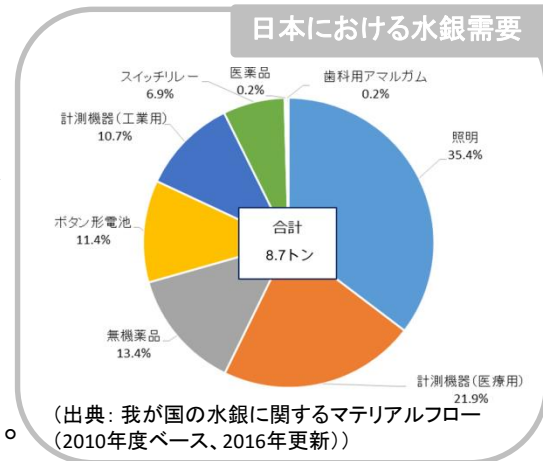
条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光灯、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

水銀汚染防止法の概要

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。



条約実施に向けた取組

- 今後、締約国会議でガイダンス、有効性評価の枠組み等の採択が予定されており、水銀対策先進国としての立場を活かして国際的なルール作りを主導。
- 環境省は2015年8月に、途上国の水銀対策を後押しする「水銀マイナス」プログラムを立ち上げ、UNEPや米EPA等と連携して以下のような取組を推進。
 - ・昨年・一昨年に公表された日米二国間の環境協力に関する共同声明を踏まえ、米国と協力して、水銀モニタリングや水銀対策に関する活動の実施(ワークショップの開催、案件形成等)
 - ・アジアを中心とする10カ国を対象としたニーズ把握及びその結果に基づく外部資金活用のための案件形成
- 締約国会議第1回会合(COP1)は2017年9月にスイス・ジュネーブで開催予定。
- 国内では、水銀汚染防止法に基づき「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(案)」を2016年10月に取りまとめ。
- 水銀汚染防止法等の着実な施行に向け、関係事業者等への周知等を引き続き行っていく。